

道路損傷通報システム 運用方法

道路損傷通報システムとは、スマートフォンなどから町内の道路の破損、陥没、道路灯の不点灯など道路に関する不具合などの情報を画像と共に通報することで、町民と行政がつながり、解決に導く仕組みです。

町民の皆さまが安心安全に道路を利用できるよう、道路に異常を見つけた際は道路損傷通報システムをぜひご活用ください。

1 目的

町民の皆さまがより簡単に道路等の異常がある場所と状態を通報できるようにすることで、早期に状況を確認し、町が管理する道路などの公共施設を適切に維持管理することを目的とします。

2 通報対象

車道、歩道、側溝（水路）、道路灯、ガードレール、街路樹などに関すること。

3 通報手順

不具合を発見（画像撮影） → スマートフォン等からホームページを開く

→ 道路損傷通報システムに通報項目、通報内容などを入力し、異常箇所の写真を添付 →

「確認画面へ」ボタンを押す → 入力内容確認後、送信ボタンを押す → 通報完了

操作手順（ステップごと） pdf

4 運用方法

1.町への通報は 24 時間可能です。受信確認は平日 8 時 30 分から 17 時 15 分の間に行います。【役場開庁時間：月～金曜日 8:30～17:15（祝休日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日を除く））】

ただし、ホームページの保守点検などで停止することがあります。

2.上記の時間以外で緊急を要する場合は、富士川町役場土木整備課（0556-22-7203）へご連絡ください。

3.受信した通報は、町が管理する道路等を適切に維持管理するため、状況に応じ対応を行います。なお、対応完了までに時間を要する場合があります。

また、町が管理していない道路等の情報（国道、県道、私有地など町が管理しない公共施設）の場合は、必要に応じて管理者へ情報提供を行います。

4.受信した通報に対して、詳細確認のための連絡を除き、個別の連絡は行わないものとしませんが、月ごとの受信内容や対応結果を公表します。（個人情報及び個人を特定できるような情報は公開しません。また、個人を誹謗中傷するもの、いたずら等と判断した通報も公表しません。）

5.本町に送付された写真データは、本町が業務目的の範囲で利用することを通報者が承諾し、著作権を放棄したものとみなします。また、写真データの返却はいたしません。

6.本システムにおける個人情報につきましては、個人情報保護に関する法律及び富士川町個人情報保護法施行条例に基づき、適切に取り扱うこととします。

5 注意事項

- 1.自動車、自転車の運転中や、歩きながらスマートフォンなどを操作することは事故の原因となり大変危険です。本システムをご利用の際は、ルールを守り、安全な方法でスマートフォンなどを利用しましょう。
- 2.本システムをご利用の際は、周辺の状況を十分に確認し、安全にご利用ください。
- 3.不衛生または不適切な写真等不快になる恐れのあるもの及び通報の趣旨が不明なものの送付はしないでください。
- 4.本町に送付する写真データについては、人物、家の表札等個人情報が特定できるものや、著作物、肖像権などの侵害するものが写り込んでいないものとしてください。
- 5.通信混雑等、その他やむを得ない事由により通報内容が送信、受信できなかった場合、町は その責を負いません。
- 6.場所が特定できない場合、対応できないことがあります。
- 7.町は本システムを利用することによりユーザーまたは第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

6 対応状況

道路損傷通報システム 対応状況表 令和 年 月 pdf

7 お問い合わせ先

富士川町役場 土木整備課 維持管理担当 ☎0556-22-7203

富士川町役場 〒400-0592 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條 1134

道路損傷通報システム（お問い合わせ）対応状況 令和6年4月						
番号	通報日時		場所	通報内容	対応状況	処理状況
R6-4-1	4月1日	8.30	天神中條	役場前の道路が陥没している	対応済み	

※1 通報いただく際は、写真だけではなく位置情報も送っていただくと対応が早くなります。

※2 通報いただいた情報のうち、土木整備課で管理していない施設については内容に応じて管理者または町の担当課に情報提供いたします